

柳総第 127 号

令和6年1月10日

市議会議員 様

柳井市長 井 原 健太郎

市議会臨時会の招集について

このことについて、別紙告示写しのとおり招集したので通知します。



柳井市告示第4号

令和6年第1回柳井市議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和6年1月10日

柳井市長 井原 健太郎

1 期 日 令和6年1月17日

2 場 所 柳井市議会議場

3 付議事件

(1) 柳井市手数料条例の一部改正について

(2) 令和5年度柳井市一般会計補正予算（第9号）

議案第 1 号

柳井市手数料条例の一部改正について

柳井市手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 1 月 1 7 日提出

柳井市長 井 原 健太郎

柳井市手数料条例の一部を改正する条例

柳井市手数料条例（平成 1 7 年柳井市条例第 6 6 号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

戸籍の謄本又は抄本の交付（磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面を含む。）	1 通につき	4 5 0 円
除籍の謄本又は抄本の交付（磁気ディスクをもって調製された除籍に記録されている事項の全部又は一部を証明した書面を含む。）	1 通につき	7 5 0 円

を

」

「

戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付（広域交付を含む。）	1 通につき	4 5 0 円
戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	1 件につき	4 0 0 円
除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付（広域交付を含む。）	1 通につき	7 5 0 円
除籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省令で定める電子情報処理組織を使用する方法で請求・発行を行う場合及び同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	1 件につき	7 0 0 円

に、

」

戸籍の届出若しくは申請の受理又は届書その他受理した書類の記載事項の証明書の交付	1 通につき 3 5 0 円	を
---	----------------	---

戸籍の届出若しくは申請の受理、届書その他受理した書類の記載事項又は電子化された届書等情報の内容の証明書の交付	1 通につき 3 5 0 円	に、
--	----------------	----

戸籍の届書その他の書類の閲覧	1 件につき 3 5 0 円	を
----------------	----------------	---

戸籍の届書その他の書類又は電子化された届書等情報の内容を表示したものの閲覧	1 件につき 3 5 0 円	に
---------------------------------------	----------------	---

改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。